

事後開示事項

2023年7月31日

北九州市小倉北区大手町11番2号
株式会社ワールドホールディングス
代表取締役社長 伊井田 栄 吉

福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号
株式会社ワールドスタッフィング
代表取締役社長 本 多 信 二

株式会社ワールドホールディングス（以下「甲」といいます。）と株式会社ワールドスタッフィング（以下「乙」といいます。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2023年7月31日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った乙の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

乙は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年6月15日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である甲の商号、住所を通知いたしました。が、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行った乙の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

甲は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2023年6月15日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である乙の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
本株式交換により甲に移転した乙の株式の数は、5001株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項

- (1) 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を甲に通知した甲の株主はおりませんでした。
- (2) 乙は、会社法第784条1項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

以上